

宮島財源確保検討委員会の公開・非公開について

宮島財源確保検討委員会設置要綱第 11 条に基づき、宮島財源確保検討委員会における会議の公開・非公開について次のとおりとする。

1. 宮島における財源確保策の検討内容には利害関係者も多いことから、委員長が会議を公にすることにより、率直な意見交換等が不当に損なわれるおそれがあると判断したときは、会議を非公開とする。
2. 委員長が、内容の正確性の確認が終了していない資料等を含み、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断したときは、会議を非公開とする。
3. 市又は宮島財源確保検討委員会の要請を受けて、公にしないことの条件で任意で提供された情報を含む場合は、会議を非公開とする。
4. 会議を非公開とした場合であっても、報道関係者のカメラ等による撮影については、会議の冒頭にのみ行うことができるものとする。
5. 会議資料は、会議終了後に市ホームページで公開する。ただし、廿日市市情報公開条例における不開示情報に該当する場合は、その部分を除くものとする。
6. 会議の議事概要は、発言者が特定できないよう無記名のものを作成し、会議終了後速やかに市ホームページで公開する。